参考資料１

高齢者虐待に関する調査結果について（令和４年度分）

厚生労働省による高齢者虐待対応状況等の全国調査について、県分の調査結果については、次のとおりです。

【留意事項】
割合（%）は四捨五入しているので、内訳の合計が１００%に合わない場合があります。

＜宮城県の調査結果推移＞ （件）

類型		区分	令和元年度	令和２年度	令和３年度	**令和４年度**
1	養介護施設従事者等による高齢者虐待	相談・通報	24	25	24	**24**
		虐待の事実あり	8	9	8	**2**
2	養護者による高齢者虐待	相談・通報	792	852	900	**951**
		虐待の事実あり	479	480	476	**485**
合計		相談・通報	816	877	924	**975**
		虐待の事実あり	487	489	484	**487**

（注）養介護施設従事者等…老人福祉法又は介護保険法に規定する施設等での業務に従事する者
養護者…高齢者を現に養護する者であって養介護施設従事者等以外の者

１　養介護施設従事者等による高齢者虐待についての対応状況等

（１）　相談・通報件数

（表１） （件）

令和３年度	令和４年度	増減（%）
24	24	0（0%）

（２）　相談・通報者

「当該施設・事業所職員」が５１．４%と最も多くなっている。

（表２）（複数回答）

	人	比率（%）
本人	0	0.0
家族・親族	2	5.4
当該施設・事業所職員	19	51.4
当該施設・事業所元職員	1	2.7
施設・事業所の管理者	1	2.7
介護支援専門員	1	2.7
地域包括支援センター職員	0	0.0
警察	1	2.7
その他	11	29.7
不明	1	2.7
合計	37	100.0

（注）1つの事例に対し複数人から相談・通報があった場合は重複して計上

（3） 事実確認調査対象件数

（表３）　（件）

令和3年度（以前を含む）相談・通報受理、令和4年度事実確認調査件数	令和4年度相談・通報件数	令和4年度事実確認調査対象件数
3	24	計27

（4） 市町村・都道府県による虐待事実の確認調査結果

虐待の事実が認められた事例は２件で、被虐待高齢者の実人数は３人であった。

（表４）　（件）

虐待の事実が認められた事例	2
虐待の事実が認められなかった・判断に至らなかった事例	22
その他	0
合計	24

（5） 虐待の状況

ア 虐待の種別

（表５）　（件）

身体的虐待	3
介護等放棄	0
心理的虐待	2
性的虐待	0
経済的虐待	0
合計	5

（注）被虐待高齢者の総数3人に対する集計。（表9～11も同様）。ただし、1人の被虐待高齢者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上されるため、合計人数は被虐待高齢者の総数3人と一致しない。

イ サービス種別

（表６）　（件）

特別養護老人ホーム	0
介護老人保健施設	0
住宅型有料老人ホーム	0
介護付き有料老人ホーム	1
短期入所施設	0
通所介護等	1
その他	0
合計	2

ウ　虐待を行った従事者の職種

（表７）　（人）

介護職	4
看護職	0
管理職	1
施設長	0
経営者・開設者	0
その他	0
合計	5

エ　市町村・都道府県による指導等に基づく当該施設等における改善措置

（表８）　（件）

施設等からの改善計画の提出	1
老人福祉法，介護保険法の規定に基づく勧告・命令等への対応	0

（６）　被虐待高齢者の状況について

（表９）性別

	男	女	合計
人	1	2	3
%	33.3	66.6	100.0

（表１０）年齢

	65 歳未満 障害者	65～ 69 歳	70～ 74 歳	75～ 79 歳	80～ 84 歳	85～ 89 歳	90～ 94 歳	95～ 99 歳	100 歳 以上	不明	合計
人	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	3
%	0	0.0	0	0	0	100.0	0	0	0	0	100.0

（表１１）要介護状態の区分

	要支援 1	要支援 2	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5	不明	合計
人	0	0	1	0	0	0	1	1	3
%	0	0	33.3	0	0	0	33.3	33.3	100.0

２　養護者による高齢者虐待についての対応状況等

（１）　相談・通報件数

県内３５市町村で受け付けた養護者による高齢者虐待に関する相談・通報件数は９５１件であった。

(表１２)　(件)

令和３年度	令和４年度	増減（%）
900	951	＋51（＋5.6%）

（２）　相談・通報者

「警察」が４２．１%と最も多く、次いで「介護支援専門員」が２０．３%となっている。

(表１３)(複数回答)

	人	%
介護支援専門員（ケアマネジャー）	215	20.3
介護保険事業所職員	65	6.1
医療機関従事者	28	2.6
近隣住民・知人	31	2.9
民生委員	21	2.0
被虐待者本人	73	6.9
家族・親族	75	7.1
虐待者自身	9	0.9
当該市町村行政職員	48	4.5
警察	445	42.1
その他	46	4.3
不明（匿名を含む）	2	0.2
合計	1,058	100.0

(注) 1つの事例に対し複数人から相談・通報があった場合は重複して計上

（３）　事実確認調査対象件数

(表１４)　(件)

令和3年度（以前を含む）相談・通報受理、令和4年度事実確認調査件数	令和4年度相談・通報件数	令和4年度事実確認調査対象件数
7	951	計958

（4） 市町村による虐待事実の確認調査結果

市町村が虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例は４８５件で，被虐待者実人数は５１１人であった。

（表１５）

（件）

虐待を受けた又は受けたと思われたと判断した事例（被虐待者実数は 511 人）	485
虐待ではないと判断した事例	309
虐待の判断に至らなかった事例	118
相談･通報を受理した段階で、明らかに虐待ではなく事実確認調査不要と判断した事例	39
相談･通報を受理し、後日、事実確認調査を予定している又は事実確認調査の要否を検討中の事例	7
合計	958

（5） 虐待の種別・類型

被虐待者実人数５１１人に対する割合は、「身体的虐待」が６３．０％と最も多く、次いで「心理的虐待」が４４。８％となっている。

（表１６）（複数回答）

種別	身体的	介護等放棄	心理的	性的	経済的
件数	322	80	229	0	74
割合（%）	63.0	15.7	44.8	0.0	14.5

（注1）1人の被虐待者に対し複数の虐待の種別がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。

（注2）割合は、被虐待高齢者の実数511人に対するものであるため、合計は100%にならない。

（6） 被虐待高齢者の状況について

虐待と判断した事例は４８５件であるが、１件の事例に対し被虐待高齢者が複数人の場合があるため、被虐待高齢者の実数は５１１人となっている。以下では、実数５１１人について分類している。

ア 被虐待者の性別及び年齢

性別では、「男性」が２５．２%，「女性」が７４．８%となっている。
年齢階級別では「７５～７９歳」が２１．１%と最も多く、ついで「８０～８４歳」が２０．７%となっている。

（表１７）性別

	男	女	合計
人	129	382	511
%	25.2	74.8	100.0

（表１８）年齢

	65～69歳	70～74歳	75～79歳	80～84歳	85～89歳	90歳以上	不明	合計
人	46	91	108	106	98	62	0	511
%	9.0	17.8	21.1	20.7	19.2	12.1	0.0	100.0

イ　虐待者との関係

被虐待者からみた虐待者の続柄は、「息子」が４２．３％と最も多く、次いで「夫」が１９．６％、「娘」が１７．６％の順となっている。

（表１９）

	夫	妻	息子	娘	息子の配偶者（嫁）	娘の配偶者（婿）	兄弟姉妹	孫	その他	不明	合計
人	106	17	229	95	23	20	8	24	18	1	541
%	19.6	3.1	42.3	17.6	4.3	3.7	1.5	4.4	3.3	0.2	100.0

（注1）1つの虐待事例に対し虐待者が複数の場合があるため、虐待判断事例総数485件に対し、虐待者実数541人となっている。

（注2）その他は「内縁の者」「甥姪」などが挙げられる。

（7）　虐待への対応策について

ア　市町村による分離の有無

虐待への対応として、「被虐待者の保護と虐待者からの分離を行った事例」が１９．３％と，約５分の１の事例で分離が行われていた。

（表２０）

	人数	%
被虐待者の保護として虐待者からの分離を行った事例	119	19.3
被虐待者と虐待者を分離していない事例	387	62.7
現在対応について検討・調整中の事例	9	1.5
虐待判断時点で既に分離状態の事例（別居，入院，入所等）	81	13.1
その他	21	3.4
合計	617	100.0

（注）虐待への対応には、令和3年度以前の虐待判断事例のうち、令和4年度に入って対応を行ったものを含むため、合計人数は令和4年度の虐待判断事例における被虐待者511人と一致しない。

イ　市町村が分離を行った場合の対応内容（最初に行った対応）

「契約による介護保険サービスの利用」が３１．１％と最も多く、次いで「上記以外の住まい・施設等の利用」が１９．３％となっている。

（表２１）

	人数	％
契約による介護保険サービスの利用	37	31.1
老人福祉法に基づくやむを得ない事由等による措置	16	13.4
緊急一時保護	3	2.5
医療機関への一時入院	20	16.8
上記以外の住まい・施設等の利用	23	19.3
虐待者を高齢者から分離（転居等）	10	8.4
その他	10	8.4
合計	119	100.0

（注）「上記以外の住まい・施設等」とは、親族宅や民間アパートなどである。

ウ　市町村が分離をしていない場合の対応内容

分離をしていない事例における被虐待者数５１１人に対する対応内容の割合は、「養護者に対する助言・指導」が４５．７％と最も多く、次いで「経過観察（見守り）」が３３．６％となっている。

（表２２）（複数回答）

	人	%
養護者に対する助言・指導	177	45.7
養護者が介護負担軽減のための事業に参加	10	2.6
被虐待者が新たに介護保険サービスを利用	33	8.5
既に介護保険サービスを受けているが，ケアプランを見直し	85	22.0
被虐待者が介護保険サービス以外のサービスを利用	20	5.2
その他	71	18.3
経過観察（見守り）	130	33.6

（注1）1つの事例に対し複数の対応内容がある場合、それぞれの該当項目に重複して計上される。

（注2）割合は、被虐待高齢者の実数511人に対するものであるため、合計は100%にならない。

【参考】

1　高齢者虐待防止に関する県の主な取組

・介護サービス事業者に対する集団指導、実地指導等を通じたアンガーマネジメントやストレスマネジメントの重要性の周知、研修の案内及び助言等
・養介護施設等の施設長、主任クラスの職員及び新任職員を対象とする、虐待防止や権利擁護に関する研修会の開催
・県民等を対象とする、高齢者の権利擁護をテーマにした講演会等の開催
・市町村や地域包括支援センターからの相談に対応するための、高齢者虐待対策に関する相談窓口の設置

2　高齢者虐待防止法のスキーム

